暴力団排除等に係る誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、生産性向上特別措置法の規定に基づく先端設備等導入計画の認定の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　このたびの先端設備等導入計画は，人員削減を目的としたものではありません。

２　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

⑴　暴力団（西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

⑵　暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

⑶　暴力団密接関係者（条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

　⑷　前３号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、

執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

３　上記２の誓約事項の確認のため，関係書類にある個人情報をもとにして、警察署長に照会がなされる場合があることに同意します。

　令和　　年　　月　　日

西脇市長　片　山　象　三　様

　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　名称及び

代表者の氏名　　　　　　　　　　　㊞

（裏面）

西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

　　ア　暴力団員が役員（法第９条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

　　イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。

以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

　(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

　(イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

　(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者